

宇部市リサイクルプラザ運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

宇部市（以下「市」という。）は、令和7年度から宇部市リサイクルプラザ及び宇部市圧縮梱包施設の運転管理業務（以下「宇部市リサイクルプラザ運転管理業務」という。）について、施設の効率的な運用を図るため、下記のとおり、公募型プロポーザル（業務提案）方式による委託事業者の募集を行う。

この募集要項は、宇部市リサイクルプラザ運転管理業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定める。

この募集要項と併せて交付・公表する資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称する。

1 業務の目的

宇部市リサイクルプラザ及び宇部市圧縮梱包施設の安定した運転を確保し、施設を効率的に運用することにより、一般廃棄物の適正処理を行うことを目的とする。

2 業務名

宇部市リサイクルプラザ運転管理業務委託

3 対象施設概要

(1)

施設名	宇部市リサイクルプラザ
所在地番	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
建築年月	平成7年3月
建物構造	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造
建物面積	敷地面積 約28,300㎡ 延床面積 約5,700㎡ (地上3階、地下1階)
処理能力	粗大ごみ系 44.45t/5h(最大稼働) 15.00t/5h(安定稼働) 資源ごみ系 25.55t/5h(最大稼働) 9.00t/5h(安定稼働) ※ 再生品展示ホール等の啓発施設を併設
処理対象物	不燃ごみ(不燃性粗大ごみ、燃やせないごみ) 資源ごみ(ガラスびん、スチール缶、アルミ缶)
搬入量	令和5年度 不燃ごみ 2,984.46t 資源ごみ 1,357.46t

(2)

施設名	宇部市圧縮梱包施設
所在地番	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
建築年月	平成13年3月
建物構造	鉄骨造
建物面積	敷地面積 約28,300㎡ 延床面積 プラスチック製容器包装ごみ圧縮梱包施設 約520㎡ 紙製容器包装ごみ保管施設 約240㎡ ペットボトル圧縮梱包作業場 約250㎡
処理能力	プラスチック製容器包装ごみ圧縮梱包機 12.5t/5h ペットボトル減容機 250kg/h
処理対象物	プラスチック製容器包装ごみ、紙製容器包装ごみ、 ペットボトル
搬入量	令和5年度 プラスチック製容器包装ごみ 1,076.18t 紙製容器包装ごみ 225.26t ペットボトル 352.90t

4 業務内容

宇部市リサイクルプラザ運転管理業務とこれに付随する一切の業務（以下「運転管理業務」という。）。

（詳細は、別紙「宇部市リサイクルプラザ運転管理業務一般仕様書」及び「宇部市リサイクルプラザ運転管理業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。）

5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

6 委託料上限額

年額：249,608,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7 受託事業者

公募型プロポーザル（業務提案）方式により選定する。

8 応募資格

（1）資格要件

応募できる事業者は、アの（ア）から（ウ）のいずれかに該当する法人又は共同体で、イからオまでの要件をすべて満たす者とする。

なお、応募事業者は他の共同体の構成員になることはできない。

また、共同体で応募する場合は、イについては構成員のいずれかに実績があること、ウについては構成員のいずれかで有資格者の確保ができること、エ・オについては全ての構成員が要件を満たさなければならない。

ア 応募事業者の条件

（ア）宇部市内に事務所又は事業所を有する運転管理業務の履行可能な法人

（イ）上記アの法人と宇部市内に事務所又は事業所を有する運転管理業務のいずれかに携わることが可能な法人による共同体

（ウ）宇部市内に事務所又は事業所を有しない運転管理業務の履行可能な法人と宇部市内に事務所又は事業所を有する運転管理業務のいずれかに携わることが可能な法人との共同体

イ 次に掲げる業務実績のうち、（ア）、（イ）の両方又はいずれか一方の実績があること。

（ア）地方自治体が行う一般廃棄物処理施設（廃棄物再生利用施設）の運転管理業務（設備の運転業務、施設の維持管理業務）を継続して1年以上行った実績があること。

※廃棄物再生利用施設とは、リサイクルプラザやリサイクルセンター等のことで、破碎設備や不燃物処理・資源化設備等を有する施設をいう。

（イ）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）（以下「容器包装リサイクル法」という。）に係る廃棄物（プラスチック製容器包装、PETボトル、紙製容器包装又はガラスびんのいずれか1品目）を「分別基準適合物」とするための業務（設備の運転業務、施設の維持管理業務）を継続して1年以上行った実績又は「分別基準適合物」の再商品化事業を継続して1年以上行った実績があること。

※分別基準適合物とは、容器包装リサイクル法第2条第6項で規定するもの。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める技術管理者等、施設の運転管理業務に必要な有資格者を確保できること。

エ 運転管理業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。

オ 市税、県税、国税に滞納がないこと。

（2）応募事業者の制限

法人または共同体及びその役員が次に該当する場合は、応募事業者となることはでき

ない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における一般競争入札の参加資格を制限されている者。

イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与する者。

エ 市の競争入札における指名停止措置を受けている者。

（3）応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募書類の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日まで、応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

（4）応募に関する留意事項

ア 応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

ウ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は日本円とする。

エ 応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するができるものとする。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の全部または一部を使用することがある。

オ 提出された書類については、変更できないものとし、又その理由のいかんに関わらず返却しないものとする。

ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査等を行うことがある。

カ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

キ 業務提案書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

（ア）応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

（イ）一つの応募事業者が複数の提案を行った場合

（ウ）同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合

（エ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- (オ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) その他
 - ア 市が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
 - イ 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

9 スケジュール

日程は、以下のとおりとする。(ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日(以下「休日等」という。)には行わない。)

応募書類等の交付期間	令和6年12月9日(月)～令和7年1月8日(水)
募集要項等に関する質問の受付期間	令和6年12月11日(水)～令和6年12月20日(金)
現地確認	令和6年12月16日(月)～令和6年12月27日(金)
質問の回答	令和6年12月27日(金)
参加表明(兼参加資格審査申請書)、 業務提案書の受付期限	令和7年1月8日(水)
提出書類審査	令和7年1月中旬
業務提案書の審査、プレゼンテーション 及びヒアリング	令和7年1月中旬
応募事業者への通知	令和7年1月中旬
業務受託候補事業者の決定	令和7年1月下旬

- (1) 応募書類等の公表、交付
 - 募集要項等の交付を次のとおり行う。
 - また、市ウェブサイトにおいても、本募集要項等を公表する。
 - ア 応募書類等の交付
 - (ア) 交付期間 令和6年12月9日(月)から令和7年1月8日(水)まで
午前8時30分から午後4時30分まで(休日等及び正午から午後1時までの間を除く)。
 - (イ) 交付場所 宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
宇部市リサイクルプラザ 3階(事務所)
 - (ウ) 交付方法 交付場所での交付、又は市ウェブサイトからも募集要項等をダウンロードすることができる。
 - イ 交付・公表資料
 - (ア) 宇部市リサイクルプラザ運転管理業務委託募集要項

- (イ) 仕様書
- (ウ) 様式一覧
- (エ) その他資料（図面）

※市ウェブサイトでは、(エ) その他資料（図面）は公表しないものとし、交付場所での交付のみとする。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者、共同体の場合は代表となる者が行うものとし、次のとおり受付を行う。

ア 提出方法 質問書（様式第1号）により、持参、又はFAXによる。

※質問内容を簡潔・明瞭にまとめて記載すること。

抽象的・不確定な質問には、回答しないこともある。

※FAXの場合は、必ず着信確認を行うこと。

※電話による質問は受付けない。

イ 提出期限 令和6年12月20日（金）午後4時30分 必着

ウ 回答方法 令和6年12月27日（金）までに個別にFAXにより回答する。

ただし、応募者全員に周知が必要な事項については市ウェブサイトに掲載する。

(3) 現地確認

ア 申込方法 現地確認申込書（様式第2号）により持参又はFAXによる。

イ 申込期限 令和6年12月24日（火）午後4時30分 必着

※希望日の2日前（休日等を除く）までに提出すること。

※人数や日程を調整することもある。

ウ 条 件 等

(ア) 原則として、質問は受付けない。

(イ) 写真撮影等は禁止する。

(ウ) 現地確認は1者1時間程度とする。

(4) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び提案書等の提出

応募事業者は、次により提出すること。

ア 提出期限 令和7年1月8日（水）午後4時30分 必着

イ 提出場所 応募書類等の交付場所と同じ（宇部市リサイクルプラザ）

ウ 提出方法 持参又は書留郵便

※持参の場合は、午前8時30分から午後4時30分まで（休日等及び正午から午後1時までの間を除く。）

※郵送の場合は受付期間の最終日必着のこと。

エ 提出書類

(ア) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第3号）と添付書類

正本1部、副本9部を提出すること。

(イ) 提案書 別紙様式一覧に定める各様式（様式第5号～様式第14号）

正本１部、副本９部提出すること。

(ウ) 共同体については、共同体結成届（様式第４号）

正本１部、副本９部を提出すること。又、共同体に係る協定書の写し１０部を添付すること。

※協定書の様式は、公募型指名競争入札の共同企業体申請様式に準じて、作成すること。

（市ウェブサイト「募集・入札・契約」「入札・契約に関する各種様式一覧」「様式（工事関係）」）

オ 提出方法

(ア) 提案書の規格は、Ａ４判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め提出すること。

なお、ファイルの表紙及び背表紙に応募事業者の法人名または団体名を表記すること。

(イ) 会社概要については、会社の沿革、組織、直近３事業年度の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）を「会社概要」と表記して提出すること。

ただし、会社の沿革及び組織については、ＰＲ用パンフレットでも可とする。

なお、提出部数並びに表記については提案書と同様とする。共同体による場合は、構成員全員について提出すること。

(ウ) 見積書

a 見積額は、年度ごとの金額及び総額を記載すること。

b 仕様書等に基づき作成すること。

c 詳細な積算内訳書を添付すること。

d 見積書に押印する印鑑は、法人印及び代表者印とし、共同体の場合はその代表となる者の印とする。

e 見積書に記載する委託料の金額には、消費税及び地方消費税を含めないで記載すること。

f 見積金額が、「６ 委託料上限額」に記載した金額を超える場合又は異常に少額であるなど、運転管理業務の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とすることもある。

カ 辞退の場合

応募書類提出後、辞退される場合は、辞退届（様式第１５号）を提出すること。

10 審査要領

(1) 書類審査

提出された応募書類について事前に書類審査を行う。

以下のいずれかの項目に該当する場合、提案書は無効とし、業務提案の審査を行わない。

なお、無効となった場合は別途通知する。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 一つの応募事業者が複数の提案を行なったもの
- ウ 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出されたもの
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- オ 仕様書に基づかないもの
- カ 内容が著しく具体性に欠けるもの
- キ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 業務提案書の審査、プレゼンテーション

提出された書類の評価及び優先交渉権者の選定を行う。

選定は、「宇部市リサイクルプラザ運営管理業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

ア 審査及び評価の流れ

(ア) 応募資格の審査

応募資格の確認を行う。

※資格不備の場合は失格とする。

(イ) 提案選考審査

a 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案内容の以下の項目について確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とする。

※失格となった応募者には別途通知する。

(a) 提案書全体について、同一事項に対する二通り以上の提案又は提案事項間に食い違いや矛盾がないこと。

(b) 提案書全体について、様式に沿った構成となっていること。

(c) 当該提案に関連する各様式（「様式一覧」参照）に示す項目に対する提案の内容が的確に仕様書を満たしていること。

b プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会は、基礎審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

- ・日 時 令和7年1月中旬
- ・場 所 別途通知する。
- ・時 間 プレゼンテーションとヒアリングを含めて20分程度とする。
- ・出席者 3名までとする。
- ・その他 プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。

イ 優先交渉権者の決定

選定委員会は、提案書の審査及びヒアリング結果により、本業務に最も適した優先交渉権者を決定する。

ウ 審査結果の通知及び公表

選定結果は、応募事業者全員に書面で通知する。また、市ウェブサイトで公表する。

(3) 委託事業審査基準

審査基準は次の評価項目によるものとし、計200点満点で評価する。

ア 企業評価（40点）

評価項目	評価の観点	評価方法
企業理念 (10点)	・委託業務に対する基本的な考え方 ・法令遵守、安全操業に対する取り組み ・環境マネジメントシステム等の環境保全への取り組み	様式第5号の審査
経営状況 (10点)	・財務の健全性 ・技術者数など	様式第6号の審査
業務実績 (10点)	・廃棄物再生利用施設の業務受託実績 ・分別基準適合物に係る業務受託実績	様式第7号の審査
雇用計画 (10点)	・地元雇用 ・高齢者や障害者の雇用	様式第8号の審査

イ 技術力評価（100点）

評価項目	評価の観点	評価方法
運転体制 (30点)	・人員配置体制、管理組織 ・有資格者の配置	様式第9号の審査
運転管理 (30点)	・仕様書における業務の実施方法 ・施設の効率的運用と経費節減対策 ・運転管理において必要な対策	様式第10号の審査
品質管理 (30点)	・圧縮梱包施設における分別基準適合物の品質確保対策 ・宇部市リサイクルプラザにおける金属類及びガラスカレットの品質確保対策 ・不適物や危険物等の除去対策	様式第11号の審査
危機管理体制 (10点)	・台風、地震、火災、感染症等に対する危機管理体制 ・施設の停電、故障等による緊急停止時の対応及びプラットホームにおける市民誘導や車両事故時の対応 ・就業者の研修体制	様式第12号の審査

ウ コスト評価（50点）

評価項目	評価の観点	評価方法
受託コスト	・見積額	様式第13号

		の審査
--	--	-----

エ 施設活用評価（１０点）

評価項目	評価の観点	評価方法
施設活用 （１０点）	・施設の活用方法の内容 ・環境教育等への支援の内容	様式第１４号 の審査

11 選定委員、関係市職員との接触禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての不当な接触（公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁止する。接触の事実が認められた場合には、失格とすることもある。

12 委託事業者の決定

市は、選定委員会の選定結果を踏まえて委託事業者を決定する。

優先交渉権者とされた者と随意契約の交渉を行う。

優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし。」として、再募集を行うこともある。

13 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、すべて参加申込者の負担とする。

14 問い合わせ先

宇部市環境保全センター施設課 リサイクルプラザ係 担当 中村

〒755-0001 宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5

電 話 0836-31-5584

FAX 0836-31-5844